

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ 所得税額控除

Q : 預金利子や配当にかかる源泉税は、法人税額から控除してくれるそうですが、どのようなになっているのですか？

A : 二重課税を排除する意味合いから、税額控除が適用されることとなっています。

【解説】

会社が支払を受ける預金利子や配当については、所得税が源泉徴収されます。

この所得税は、法人税の前払いであると考えられることから、二重課税にならないよう、法人税額を計算する際には、この所得税額を一旦加算して税込み額に引きなおした上で税額を計算し、そこから源泉徴収された所得税額を控除することとしています(控除しきれない金額がある場合は、還付されます)。

なお、この場合、利子について控除された源泉徴収税額は、その全額が控除対象になりますが、配当について控除された源泉徴収税額については、元本を所有していた期間に対応する部分だけが対象になることとされています。

元本を所有していた期間については、①公社債の利子、②法人から受ける剰余金の配当等、③投資信託の収益の分配ごとにそれぞれ「1年以下所有のもの」と「1年超所有のもの」に区分し、控除所得税額を計算しますが、この場合には、原則法と簡便法とのいずれか有利な方法を選択することができるとされています。

